第17回宮古市農業委員会総会議事録

宮古市農業委員会

第17回宮古市農業委員会総会議事録

令和4年9月26日、第17回総会はシートピアなあ研修室に招集された。

3. 出席委員は次のとおりである。(出席委員 9名)

2番 古舘 秀巳 委員	3番 竹野 牧子 委員	4番 山崎 安人 委員
5番 中野 正隆 委員	6番 福士 永輝 委員	7番 去石 徹 委員
8番 畠山 一伸 委員	9番 阿部 剛夫 委員	10番 飛澤 教男 委員

- 4. 欠席した委員は次のとおりである。(欠席委員 1名)
- 1番 高森 昭夫 委員
- 5. 事務局出席者は次のとおりである。

事務局長 飛澤 寛一

次 長 中屋 和秀

主 查 小野寺 泉

6. 会議に付した事件

日程第1 議事録署名委員及び書記の指名

日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について

議案第3号 農地法の適用外証明願いについて

議案第4号 宮古市農用地利用集積計画を定めることについて

一 午後2時15分 開会 一

議 長(飛澤教男会長)

本日は、1番高森昭夫委員から欠席の連絡がありました。

現在、委員10名中9名の出席です。

宮古市農業委員会会議規程第 11 条の定足数に達しておりますので、これより第17回宮古市農業委員会総会を開会いたします。

次に、「宮古市農業委員会憲章7番」を朗読いたします。 憲章を読み上げますので、復唱願います。

(憲章7番)

(宮古市農業委員会憲章朗読)

議長

ありがとうございます。

それでは、日程第1、議事録署名委員及び書記の指名を行います。

お諮りいたします。議事録署名委員及び書記の指名につきましては、宮古市農業委員会会議規程第 13 条により、議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議事録署名委員には9番阿部委員と2番古舘委員を、書記には事務局の小野寺主査を指名いたします。

(報告第1号)

次に、日程第2、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」を事務局より報告願います。小野寺主査。

小野寺主査

議案書の1ページをお開き願います。

(議案書の報告第1号を朗読)

今月の受理件数は2件で、取得事由はすべて相続であり、農業委員会による斡旋の希望はございません。9月分届出合計を読み上げて報告といたします。

2ページをお開き願います。

(議案書を朗読して報告)

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

報告ではありますが、皆さんから何かお聞きしたいことがあれば受けたいと思います。

なお、発言の際は、はじめに議席番号とお名前をお願いいたします。 どなたかございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (議案第1号) 次に、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議 について」を議題といたします。 それでは、付議番号1番について事務局より説明願います。小野寺主査。

小野寺主査

議案書の3ページをご覧願います。

(議案第1号を朗読)

付議番号1番についてご説明いたします。

所在図は1ページ、資料はナンバー1をご用意願います。

(議案第1号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

それでは資料をもとにご説明いたします。資料のナンバー1をご覧願います。

去る 9 月 16 日に月当番の福士委員、地区担当推進委員の吉濱委員と事務局から私の 3 名で現地を確認いたしました。

2の権利移転の理由につきましては、譲受人は(1)の規模拡大で、譲渡人は ①の14その他で「農地を相続したが農業経営していないため、有効に活用されるよう譲受人に譲渡するもの」でございます。

裏面をご覧願います。

3の農地法第3条第2項及び第3項の該当状況につきましては、(1)移動する権利の種類は移転、(2)移動する農地又は採草放牧地の区分は、農地で自作地であり、(3)農地法第3条第2項該当の有無は、第1号から第7号まで該当する項目はなく、許可要件をすべて満たしております。4、5及び7番の項目につきましても該当はなく、以上のことから6調査者の意見につきましては、条件なく許可相当と認められるものです。

なお、地区担当推進委員の吉濱委員は、異議がないとのことでした。以上で説明を終わります。

議長

次に、月当番6番福士委員に発言を許します。福士委員。

6番福士委員

6番福士です。事務局の説明のとおりでよろしいと思います。以上です。

議長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、これで付議番号1番の審議を終わります。 次に、付議番号2番について、事務局より説明願います。小野寺主査。

小野寺主杳

議案書の4ページをお開き願います。所在図は2ページ、資料はナンバー 1の2をご用意願います。

(議案第1号付議番号2番を議案書の朗読により説明)

それでは資料をもとにご説明いたします。資料ナンバー1 の 2 をご覧願います。

去る9月16日に月当番の福士委員、地区担当推進委員の滝野委員、事務局から私の3名で現地を確認いたしました。

2の権利移転の理由につきましては、譲受人は(8)の受贈、譲渡人は②の30その他で「農地を相続したが農業経営していないため、有効に活用されるよ

う親戚である譲受人に贈与するもの」でございます。

裏面をご覧願います。

3の農地法第3条第2項及び第3項の該当状況につきましては、(1)移動する権利の種類は移転、(2)移動する農地又は採草放牧地の区分は農地で自作地であり、(3)農地法第3条第2項該当の有無は、第1号から第7号まで該当する項目はなく、許可要件をすべて満たしております。4、5及び7番の項目につきましても該当はなく、以上のことから6調査者の意見につきましては、条件なく許可相当と認められるものです。

なお、地区担当推進委員の滝野委員は、異議がないとのことでした。 以上で説明を終わります。

議長

次に、月当番6番福士委員に発言を許します。福士委員。

6番福士委員

6番福士です。事務局の説明のとおりでよろしいと思います。

議長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、これで付議番号2番の審議を終わります。 以上で議案第1号の審議を終了いたしました。

これより、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

(議案第2号)

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」 を議題といたします。

付議番号1番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

議案書の5ページをご覧願います。

(議案書の議案第2号を朗読)

付議番号1番についてご説明いたします。所在図は3ページ、資料のナン バー2をご用意願います。

(議案第2号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

資料ナンバー2をご覧願います。

令和4年9月16日に月当番の福士委員、地区担当推進委員の金澤委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。

1農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)農地の種類は、農用地、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当せず、

農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地でございます。(2)から(4)及び(7)は転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)、(6)、(8)については該当ございません。2 他法令関連事項欄でございます。(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域内で用途地域の指定はございません。(3)農業振興地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。(4)は該当ございません。

以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の金澤委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議長

次に、月当番の6番福士委員に発言を許します。福士委員。

6番福士委員

6番福士です。事務局の説明のとおりでよろしいと思います。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。 以上で、議案第2号の審議を終了いたしました。

これより、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手 願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成であります。よって、議案第2号は原案のとおり許可相当として、 県知事へ意見を送付いたします。

(議案第3号)

次に、議案第3号「農地法の適用外証明願いについて」を議題といたします

付議番号1番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

議案第3号についてご説明いたします。6ページをお開き願います。

(議案書の議案第3号を朗読)

付議番号1番についてご説明いたします。所在図は4ページ、資料のナン バー3をご用意願います。

(議案第3号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

資料のナンバー3をご覧願います。

令和4年9月16日に月当番の福士委員、地区担当推進委員の戸花委員、事

務局から私の3人で現地を確認しております。

1 適用外証明の範囲でございますが、(4) その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20 年を経過したものとする、に該当するものでございます。2 の他法令関連事項欄でございますが、農業振興地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。3 調査意見、結論でございますが、1 適用外証明の範囲の(4)に該当し、付議番号 1 番の申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の戸花委員は、異議がないということでございま した。

説明は以上でございます。

議長

次に、月当番の6番福士委員に発言を許します。福士委員。

6番福士委員

6番福士です。事務局の説明のとおりでよろしいと思います。

議長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。 次に、付議番号2番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

付議番号2番についてご説明いたします。所在図は5ページから6ページ、 資料のナンバー3の2をご用意願います。

(議案第3号付議番号2番を議案書の朗読により説明)

資料のナンバー3の2をご覧願います。

令和4年9月16日に月当番の福士委員、地区担当推進委員の後藤委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。

1適用外証明の範囲でございますが、(4) その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。2他法令関連事項でございますが、農業振興地域整備計画との関連は、振興地域内でございます。崎山第1地割61番1及び崎鍬ヶ崎第14地割69番は農用地区域外でございます。他の2筆は農用地区域内でございます。3調査意見、結論でございますが、1の適用外証明の範囲の(4)に該当し、付議番号2番の申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の後藤委員は、異議がないということでした。 説明は以上でございます。

議 長

次に、月当番の6番福士委員に発言を許します。福士委員。

6番福士委員

6番福士です。事務局の説明のとおりでよろしいと思います。

議長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、付議番号2番の審議を終わります。

以上で議案第3号の審議を終了いたしました。

これより、議案第3号「農地法の適用外証明願いについて」を採決いたし ます。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員举手)

議長

全員賛成であります。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

(議案第4号)

次に、議案第4号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を 議題といたします。

事務局より説明願います。小野寺主査。

小野寺主査

議案書の7ページをご覧願います。

(議案第4号及び議案第4号付議番号1番から2番を議案書の朗読により説明)

議長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第4号の審議を終了しました。

これより、議案第4号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手 願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

以上をもちまして、本日予定した日程のすべてを終了いたしました。 これをもちまして、第17回宮古市農業委員会総会を閉会といたします。 ありがとうございました。

一 午後2時45分 閉会 一

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため、宮古市農業委員 会会議規程第30条第2項の規定により署名押印いたします。

令和 年 月 日

会 長 飛澤 教男

署名委員 阿部 剛夫

署名委員 古舘 秀巳